

令和5年3月議会 議案概要書
（当初予算等分）
市議会定例会

<議案>

A 予算案件（20件）

1 一般会計

（1）令和5年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

（1）令和5年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

（2）令和5年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 債務負担行為

（3）令和5年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

（4）令和5年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

（5）令和5年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

（6）令和5年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

（7）令和5年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

- (8) 令和5年度富山市企業団地造成事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (9) 令和5年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (10) 令和5年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (11) 令和5年度富山市競輪事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (12) 令和5年度富山市農業集落排水事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (13) 令和5年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (14) 令和5年度富山市軌道整備事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (15) 令和5年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

3 企業会計

- (1) 令和5年度富山市水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ 継続費 エ 企業債

- (2) 令和5年度富山市工業用水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

- (3) 令和5年度富山市公共下水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ 継続費 エ 企業債

(4) 令和5年度富山市病院事業会計予算

- | | |
|-------------|-------------|
| ア 収益的収入及び支出 | イ 資本的収入及び支出 |
| ウ 債務負担行為 | エ 企業債 |

B 条例案件（28件）

1 富山市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの。

(1) 個人情報取扱事務の届出等

ア 市の機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するものを開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならないこととする。

(ア) 個人情報取扱事務の名称

(イ) 個人情報の保護に関する法律第75条第1項に規定する事項

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、規則で定める事項

イ 市長は、アにより届け出られた事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならないこととする。

(2) 開示情報

個人情報の保護に関する法律第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、富山市情報公開条例第7条第1号ウに掲げる情報（当該公務員等の氏名に係る部分に限る。）とする。

(3) 開示決定等の期限

ア 開示決定等は、原則として、開示請求があった日から15日以内にしなければならないこととする。

イ アにかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、アに規定する期間を30日以内に限り延長することができることとする。

ウ 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、ア及びイにかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をするに足りることとする。

(4) 開示請求に係る費用の負担

ア 個人情報の保護に関する法律第89条第2項の規定に基づく手数料は、無料とする。

イ 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を負担しなければならないこととする。

(5) 富山市個人情報保護審査会への諮問

次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、富山市個人情報保護審査会に諮問することができることとする。

ア この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

イ 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、改正し、又は廃止しようとする場合

ウ ア及びイのほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する重要事項を決定する場合

(6) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、市の機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表することとする。

(7) 市の機関の間の連絡調整

市長は、本市における個人情報の保護に関する施策を一体的かつ総合的に推進するため、市の機関（富山市議会を含む。）相互間における必要な連絡調整を行うこととする。

(8) 附則で、富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号）を廃止する。

(9) 施行期日 令和5年4月1日

2 富山市個人情報保護審査会条例制定の件

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律に基づく諮問に応じ、審査請求についての調査審議等を行うため、富山市個人情報保護審査会を設置するもの。

(1) 所掌事務

- ア 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- イ 富山市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- ウ 富山市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- エ 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- オ 個人に関する情報の取扱いに関する重要事項について、市の機関及び富山市議会に意見を述べること。

(2) 委員の委嘱、定数及び任期

- ア 委員の委嘱
委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- イ 委員の定数 5人以内
- ウ 委員の任期 2年

(3) 審査会の調査権限

- ア 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした市の機関及び議会に対し、次の事項についての求めをすることができることとする。
 - (ア) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示
 - (イ) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料の作成及び審査会への提出

イ 富山市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ
て審査請求についての調査審議を行う場合には、行政不服審査法第5
章第1節第2款（第78条第4項及び第5項を除く。）の規定を準用
することとする。

(4) 施行期日 令和5年4月1日

3 富山市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

公開決定等の期限について、個人情報保護制度における開示決定等の期
限と同一の期限とするため、改正するもの。

(1) 公開決定等の期限

「公開請求があった日から起算して15日以内」

↓

「公開請求があった日から15日以内」

(2) 公開決定等の期限の特例の適用要件

「公開請求があった日から起算して45日以内にその全てについて公
開決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ
がある場合」

↓

「公開請求があった日から45日以内にその全てについて公開決定等
を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和5年4月1日

4 富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金を廃止するもの。

(1) 富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金の廃止

(2) 施行期日 令和5年4月1日

5 富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

和室の廃止及び会議室の使用料の改正を行うもの。

(1) 和室の廃止

(2) 会議室の使用料の改正

冷暖房期間における使用の場合には、別表に定める額の20パーセントに相当する額の加算料金を徴収することとする。

(3) 施行期日 令和5年4月1日

6 富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件

【趣旨】

いじめ防止対策推進法に基づき、富山市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織を設置するもの。

(1) 富山市いじめ問題対策連絡協議会の設置

ア 所掌事項

いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項についての協議並びに当該機関及び団体相互の連絡調整

イ 委員の委嘱、定数及び任期

(ア) 委員の委嘱

委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- ・ 学校教育の関係者
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ 学識経験のある者
- ・ その他教育委員会が必要と認める者

(イ) 委員の定数 15人以内

(ウ) 委員の任期 2年

ウ 関係者の出席等の求め

富山市いじめ問題対策連絡協議会は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができることとする。

(2) 富山市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

ア 所掌事項

いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、同法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べること。

イ 委員の委嘱、定数及び任期

(ア) 委員の委嘱

委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(イ) 委員の定数 10人以内

(ウ) 委員の任期 2年

ウ 臨時委員

教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができることとする。

エ 関係者の出席等の求め

富山市教育委員会いじめ問題対策委員会は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができることとする。

(3) 富山市いじめ問題再調査委員会の設置

ア 所掌事項

市長の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議すること。

イ 委員の委嘱、定数及び任期

(ア) 委員の委嘱

委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(イ) 委員の定数 10人以内

(ウ) 委員の任期 2年

ウ 臨時委員

市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができることとする。

エ 関係者の出席等の求め

富山市いじめ問題再調査委員会は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができることとする。

(4) 附則で、富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(2) 及び(3)の委員会の委員及び臨時委員に係る報酬及び費用弁償の額を定めるもの

ア 報酬の額

日額30,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額

イ 費用弁償の額

市長が任命権者と協議して定める額

(5) 施行期日 令和5年4月1日

7 富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

博物館法の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 富山市科学博物館条例、富山市郷土博物館条例、富山市民俗民芸村条例、富山市大山歴史民俗資料館条例及び富山市ガラス美術館条例において、引用条文の改正を行う。

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和5年4月1日

8 富山市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(1) 引用条文の改正

(2) 施行期日 令和5年4月1日

9 富山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市大沢野保健福祉センター及び富山市大山保健福祉センターの移転に伴い、改正するもの。

(1) 位置の変更

ア 富山市大沢野保健福祉センター

「富山市高内333番地」 → 「富山市高内365番地」

イ 富山市大山保健福祉センター

「富山市上滝525番地」 → 「富山市上滝567番地」

(2) 施行期日 令和5年4月3日

10 富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

独自利用事務を追加するもの。

(1) 追加する独自利用事務

生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する事務

(2) (1)の事務を処理するために必要な限度で利用する特定個人情報、生活保護法による保護の実施等の事務において利用する特定個人情報と同一のものとする。

(3) (1)に伴い、個人番号利用事務であって生活保護関係情報を利用しているものについて、(1)の事務に係る特定個人情報を、当該個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することができることとする。

(4) 施行期日 規則で定める日

11 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除

(2) 安全計画の策定に関する規定の新設

障害児通所支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、障害児等に対する安全指導、職員の研修及び訓練その他通所支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 自動車を運行する場合における障害児の所在の確認に関する規定の新設

ア 障害児通所支援事業者は、事業所外での活動等を行う場合において、障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により障害児の所在を確認しなければならないこととする。

イ 障害児通所支援事業者（居宅訪問型児童発達支援事業者及び保育所等訪問支援事業者を除く。）は、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアの確認（降車の際に限る。）を行わなければならないこととする。

(4) 児童発達支援事業所等における障害児の支援に直接従事する職員の専従義務について、障害児の支援に支障がない場合に限り、緩和する。

(5) 施行期日 令和5年4月1日。ただし、(1)は公布の日

12 富山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市呉羽山老人福祉センターを廃止するもの。

(1) 富山市呉羽山老人福祉センターの廃止

(2) 施行期日 令和5年4月1日

13 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

出産育児一時金の支給額、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の引き上げを行うもの。

(1) 出産育児一時金の改定

「408,000円」 → 「488,000円」

(2) 保険料賦課限度額の改定

後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額

「200,000円」 → 「220,000円」

(3) 軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額の改定

ア 5割軽減

「285,000円」 → 「290,000円」

イ 2割軽減

「520,000円」 → 「535,000円」

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 令和5年4月1日

14 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 安全計画の策定に関する規定の新設

放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、利用者等に対する安全指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(2) 自動車を運行する場合における利用者の所在の確認に関する規定の新設

放課後児童健全育成事業者は、事業所外での活動等を行う場合において、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により利用者の所在を確認しなければならないこととする。

(3) 業務継続計画の策定に関する規定の新設

放課後児童健全育成事業者は、感染症や災害が発生した場合においても必要な支援を継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるよう努めなければならないこととする。

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 令和5年4月1日

15 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除

(2) 安全計画の策定に関する規定の新設

児童福祉施設（助産施設を除く。）は、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、児童等に対する安全指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 自動車を運行する場合における児童の所在の確認に関する規定の新設

ア 児童福祉施設（助産施設を除く。）は、施設外での活動等を行う場合において、児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により児童の所在を確認しなければならないこととする。

イ 児童福祉施設（保育所に限る。）は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアの確認（降車の際に限る。）を行わなければならないこととする。

（４）保育所について、他の社会福祉施設を併せて設置する場合における設備の兼用及び職員の兼務の制限を緩和する。

（５）業務継続計画の策定に関する規定の新設

児童福祉施設は、感染症や災害が発生した場合においても必要な支援を継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるよう努めなければならないこととする。

（６）保育所において当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を１人に限って保育士とみなすことができる措置について、乳児の在籍人数要件（乳児４人以上を入所させる保育所であること。）を廃止するとともに、乳児の数が４人未満である保育所については、次の要件を新設する。

ア 子育てに関する知識と経験を有する保健師、看護師又は准看護師を配置すること。

イ 当該保健師、看護師又は准看護師が保育を行うに当たり当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保すること。

（７）その他規定の整備

（８）附則で、富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

（１）に伴う規定の整備

（９）施行期日 令和５年４月１日。ただし、（１）及び（８）は公布の日

16 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除

(2) 安全計画の策定に関する規定の新設

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、利用乳幼児等に対する安全指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 自動車を運行する場合における利用乳幼児の所在の確認に関する規定の新設

ア 家庭的保育事業者等は、事業所外での活動等を行う場合において、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないこととする。

イ 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアの確認（降車の際に限る。）を行わなければならないこととする。

(4) 他の社会福祉施設を併せて設置する場合における設備の兼用及び職員の兼務の制限を緩和する。

(5) その他規定の整備

(6) 施行期日 令和5年4月1日。ただし、(1)は公布の日

17 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 業務継続計画の策定に関する規定の新設

幼保連携型認定こども園は、感染症や災害が発生した場合においても必要な教育及び保育を継続して提供することができる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるよう努めなければならないこととする。

(2) 他の社会福祉施設との設備の兼用及び職員の兼務の制限を緩和する。

(3) 幼保連携型認定こども園において当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育教諭等とみなすことができることとする。ただし、1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、次の要件を満たさなければならないこととする。

ア 子育てに関する知識と経験を有する保健師、看護師又は准看護師を配置すること。

イ 当該保健師、看護師又は准看護師が保育を行うに当たり当該幼保連携型認定こども園の保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保すること。

(4) 施行期日 令和5年4月1日

18 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除

(2) 引用条文の改正

(3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)は令和5年4月1日

19 富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 自動車を運行する場合における子どもの所在の確認に関する規定の新設

ア 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、通園、園外での活動等を行う場合において、子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により子どもの所在を確認しなければならないこととする。

イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアの確認（降車の際に限る。）を行わなければならないこととする。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができることとする。ただし、1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、次の要件を満たさなければならないこととする。

ア 子育てに関する知識と経験を有する保健師、看護師又は准看護師を配置すること。

イ 当該保健師、看護師又は准看護師が保育を行うに当たり当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保すること。

(3) 施行期日 令和5年4月1日

20 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和7年4月30日までの間、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機により戸籍証明書等の書類を交付する場合における手数料の額を軽減するもの及び建築基準法の一部改正に伴い規定の整備を行うもの。

(1) 多機能端末機により書類を交付する場合の手数料の額

ア 戸籍証明書

450円 → 350円

イ 所得・課税証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書

300円 → 200円

(2) 建築基準法の一部改正に伴う引用条文の改正

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和5年5月1日。ただし、(2)及び(3)は公布の日

21 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市下タ北部体育館、富山市下タ南部グラウンド及び富山市婦中体育館音川分館を廃止するもの。

(1) 富山市下タ北部体育館、富山市下タ南部グラウンド及び富山市婦中体育館音川分館の廃止

(2) 施行期日 令和5年4月1日

22 富山市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

研修室を廃止するもの。

(1) 研修室の廃止

(2) 施行期日 令和5年4月1日

23 富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市八尾パインパーク及び富山市八尾サンパークにおける夜間照明施設を廃止することに伴い、改正するもの。

(1) 施設の使用時間

「午前8時30分から午後10時まで」

↓

「午前8時30分から午後5時まで」

(2) 使用料に関する規定の削除

(3) 施行期日 令和5年4月1日

24 富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

大沢野八尾線の延伸に伴い、改正するもの。

(1) 大沢野八尾線の区間

「八尾町上黒瀬字高当から八尾町茗ヶ原字田ノ原に至るまでの間」

↓

「八尾町上黒瀬字高当から八尾町茗ヶ原字牛ヶ首に至るまでの間」

(2) 施行期日 令和5年4月1日

25 富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

道路構造令の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 歩行者利便増進道路の構造に関する基準を新設

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日

26 富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

規則で定める市営住宅について、単身での入居を可能とするもの。

(1) 規則で定める市営住宅については、単身での入居を可能とする。

(2) 施行期日 令和5年4月1日

27 富山市営住宅条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 富山市営住宅条例、富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例、富山市特定公共賃貸住宅条例、富山市地域特別賃貸住宅条例及び富山市稲代住宅条例に定める同居親族要件における同居親族の範囲に次の者を加える。

ア 里親に委託されている児童

イ 親族に準ずる者として規則で定める者

(2) (1)に伴い、(1)のそれぞれの条例において、用語の整理を行う。

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和5年4月1日

28 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市公共下水道事業計画の更新に伴い、予定処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理水量の数値を改正するもの。

(1) 公共下水道事業の予定処理区域面積等

ア 予定処理区域面積

「10,981.4ヘクタール」

↓

「11,057.6ヘクタール」

イ 計画処理人口

「386,330人」

↓

「377,420人」

ウ 1日最大処理水量

「264,257立方メートル」

↓

「259,670立方メートル」

(2) 施行期日 令和5年4月1日

C その他の議決案件（5件）

1 財産の無償譲渡の件（1件）

堀川保育所を社会福祉法人あおぞらこども福祉会へ譲渡するもの。

2 財産の無償貸付の件（2件）

(1) 立山山麓スキー場極楽坂エリアの土地、建物及び施設を大山観光開発株式会社へ貸付するもの。

(2) 山田米乾燥調製育苗施設等を特定非営利活動法人山田地域農業振興会へ貸付するもの。

3 市道路線の認定及び廃止の件（1件）

4 富山市と立山町との消防指令業務に係る事務の受託に関する協議の件（1件）

<その他>

D 追加提出（6件）

1 契約案件（1件）

（1）包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（5件）

（1）富山市教育委員会の教育長の任命に関し同意を求める件

（2）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

（3）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（4）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（5）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

令和5年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	令和5年度		令和4年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B	
一般会計	167,251,395	47.2	167,898,256	48.4	▲ 646,861	99.6	
特別会計	1 公債管理特別会計	22,433,262	6.3	24,378,990	7.0	▲ 1,945,728	92.0
	2 駐車場事業特別会計	310,445	0.1	300,510	0.1	9,935	103.3
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	64,370	0.0	69,701	0.0	▲ 5,331	92.4
	4 後期高齢者医療事業特別会計	12,262,661	3.5	11,678,107	3.4	584,554	105.0
	5 まちなか診療所事業特別会計	129,475	0.0	140,331	0.0	▲ 10,856	92.3
	6 介護保険事業特別会計	44,872,767	12.7	44,031,667	12.7	841,100	101.9
	7 国民健康保険事業特別会計	32,095,468	9.1	32,557,773	9.4	▲ 462,305	98.6
	8 企業団地造成事業特別会計	162,149	0.1	185,319	0.1	▲ 23,170	87.5
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	51,660	0.0	50,429	0.0	1,231	102.4
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	161,487	0.1	155,396	0.0	6,091	103.9
	11 競輪事業特別会計	25,621,736	7.2	17,294,118	5.0	8,327,618	148.2
	12 農業集落排水事業特別会計	1,364,212	0.4	1,368,016	0.4	▲ 3,804	99.7
	13 公設地方卸売市場事業特別会計	1,138,612	0.3	416,602	0.1	722,010	273.3
	14 軌道整備事業特別会計	27,437	0.0	25,972	0.0	1,465	105.6
	15 賃貸住宅・店舗事業特別会計	105,533	0.0	258,799	0.1	▲ 153,266	40.8
特別会計 小計	140,801,274	39.8	132,911,730	38.3	7,889,544	105.9	
企業会計	16 水道事業会計	10,170,173	2.9	10,354,035	3.0	▲ 183,862	98.2
	17 工業用水道事業会計	397,316	0.1	422,666	0.1	▲ 25,350	94.0
	18 公共下水道事業会計	20,250,926	5.7	20,683,160	6.0	▲ 432,234	97.9
	19 病院事業会計	15,241,383	4.3	14,461,020	4.2	780,363	105.4
企業会計 小計	46,059,798	13.0	45,920,881	13.2	138,917	100.3	
合 計	354,112,467	100.0	346,730,867	100.0	7,381,600	102.1	

令和5年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(単位：千円、%)

区 分 款	令和5年度		令和4年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	76,012,887	45.4	73,127,689	43.6	2,885,198	103.9
2 地方譲与税	1,374,300	0.8	1,356,800	0.8	17,500	101.3
3 利子割交付金	28,000	0.0	49,000	0.0	▲ 21,000	57.1
4 配当割交付金	300,000	0.2	282,000	0.2	18,000	106.4
5 株式等譲渡所得割交付金	302,000	0.2	341,000	0.2	▲ 39,000	88.6
6 法人事業税交付金	1,248,000	0.7	1,213,000	0.7	35,000	102.9
7 地方消費税交付金	11,470,000	6.9	10,354,000	6.2	1,116,000	110.8
8 ゴルフ場利用税交付金	56,000	0.0	60,000	0.0	▲ 4,000	93.3
9 自動車税環境性能割交付金	112,000	0.1	180,000	0.1	▲ 68,000	62.2
10 地方特例交付金	451,000	0.3	381,000	0.2	70,000	118.4
11 地方交付税	17,000,000	10.2	15,500,000	9.2	1,500,000	109.7
12 交通安全対策特別交付金	60,000	0.0	70,000	0.0	▲ 10,000	85.7
13 分担金及び負担金	96,406	0.1	93,237	0.1	3,169	103.4
14 使用料及び手数料	2,538,279	1.5	2,605,528	1.6	▲ 67,249	97.4
15 国庫支出金	24,755,730	14.8	24,299,483	14.5	456,247	101.9
16 県支出金	12,616,041	7.5	12,602,949	7.5	13,092	100.1
17 財産収入	340,833	0.2	656,062	0.4	▲ 315,229	52.0
18 寄附金	280,100	0.2	121,100	0.1	159,000	231.3
19 繰入金	2,792,804	1.7	2,340,377	1.4	452,427	119.3
20 諸収入	3,131,115	1.9	3,212,231	1.9	▲ 81,116	97.5
21 市債	12,285,900	7.3	19,052,800	11.3	▲ 6,766,900	64.5
合 計	167,251,395	100.0	167,898,256	100.0	▲ 646,861	99.6

令和5年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	令和5年度	令和4年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	76,012,887	73,127,689	2,885,198	103.9
	(1) 市民税	32,430,887	30,417,689	2,013,198	106.6
	ア 個人	25,215,887	23,847,689	1,368,198	105.7
	イ 法人	7,215,000	6,570,000	645,000	109.8
	(2) 固定資産税	31,678,000	31,204,000	474,000	101.5
	(3) 軽自動車税	1,344,000	1,294,000	50,000	103.9
	(4) 市たばこ税	2,613,000	2,378,000	235,000	109.9
	(5) 入湯税	39,000	66,000	▲ 27,000	59.1
	(6) 事業所税	3,730,000	3,657,000	73,000	102.0
	(7) 都市計画税	4,178,000	4,111,000	67,000	101.6
2	地方譲与税	1,374,300	1,356,800	17,500	101.3
	(1) 地方揮発油譲与税	330,000	300,000	30,000	110.0
	(2) 自動車重量譲与税	940,000	957,000	▲ 17,000	98.2
	(3) 森林環境譲与税	87,800	87,800		100.0
	(4) 特別とん譲与税	2,500	2,000	500	125.0
	(5) 航空機燃料譲与税	14,000	10,000	4,000	140.0
3	利子割交付金	28,000	49,000	▲ 21,000	57.1
4	配当割交付金	300,000	282,000	18,000	106.4
5	株式等譲渡所得割交付金	302,000	341,000	▲ 39,000	88.6
6	法人事業税交付金	1,248,000	1,213,000	35,000	102.9
7	地方消費税交付金	11,470,000	10,354,000	1,116,000	110.8
8	ゴルフ場利用税交付金	56,000	60,000	▲ 4,000	93.3
9	自動車税環境性能割交付金	112,000	180,000	▲ 68,000	62.2
10	地方特例交付金	451,000	381,000	70,000	118.4
11	地方交付税	17,000,000	15,500,000	1,500,000	109.7
	(1) 普通交付税	15,300,000	13,800,000	1,500,000	110.9
	(2) 特別交付税	1,700,000	1,700,000		100.0
12	臨時財政対策債	2,300,000	6,300,000	▲ 4,000,000	36.5
13	競輪事業収入	160,000	130,000	30,000	123.1
14	その他	665,453	1,048,459	▲ 383,006	63.5
	合 計	111,479,640	110,322,948	1,156,692	101.0

令和5年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（単位：千円、％）

区 分 款	令和5年度		令和4年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	728,938	0.4	742,356	0.4	▲13,418	98.2
2 総務費	18,138,015	10.8	21,117,696	12.6	▲2,979,681	85.9
3 民生費	66,707,998	39.9	66,053,664	39.3	654,334	101.0
4 衛生費	10,467,971	6.3	9,721,285	5.8	746,686	107.7
5 労働費	612,560	0.4	594,725	0.3	17,835	103.0
6 農林水産業費	5,360,049	3.2	4,701,186	2.8	658,863	114.0
7 商工費	4,068,056	2.4	3,980,396	2.4	87,660	102.2
8 土木費	21,757,933	13.0	21,694,610	12.9	63,323	100.3
9 消防費	4,801,843	2.9	4,991,497	3.0	▲189,654	96.2
10 教育費	12,978,322	7.8	12,692,018	7.6	286,304	102.3
11 災害復旧費	44,020	0.0	23,500	0.0	20,520	187.3
12 公債費	21,485,690	12.8	21,485,323	12.8	367	100.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	167,251,395	100.0	167,898,256	100.0	▲646,861	99.6

(参考) 組織改正に伴う組替後との比較

令和5年度 一般会計予算案 歳出 目的(款)別構成

(単位：千円、%)

区分 款	令和5年度		令和4年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	728,938	0.4	742,356	0.4	▲13,418	98.2
2 総務費	18,138,015	10.8	21,526,251	12.8	▲3,388,236	84.3
3 民生費	66,707,998	39.9	65,879,940	39.2	828,058	101.3
4 衛生費	10,467,971	6.3	9,702,190	5.8	765,781	107.9
5 労働費	612,560	0.4	588,925	0.3	23,635	104.0
6 農林水産業費	5,360,049	3.2	4,701,186	2.8	658,863	114.0
7 商工費	4,068,056	2.4	3,980,396	2.4	87,660	102.2
8 土木費	21,757,933	13.0	21,484,674	12.8	273,259	101.3
9 消防費	4,801,843	2.9	4,991,497	3.0	▲189,654	96.2
10 教育費	12,978,322	7.8	12,692,018	7.6	286,304	102.3
11 災害復旧費	44,020	0.0	23,500	0.0	20,520	187.3
12 公債費	21,485,690	12.8	21,485,323	12.8	367	100.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合計	167,251,395	100.0	167,898,256	100.0	▲646,861	99.6

令和5年度 一般会計予算案 歳出 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	令和5年度		令和4年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	26,647,804	15.9	27,478,833	16.4	▲831,029	97.0
2 扶助費	37,821,028	22.6	36,897,351	22.0	923,677	102.5
3 公債費	21,485,690	12.8	21,485,323	12.8	367	100.0
義務的経費 小計	85,954,522	51.3	85,861,507	51.2	93,015	100.1
4 普通建設事業費	16,606,852	10.0	18,840,941	11.2	▲2,234,089	88.1
(1) 補助事業費	6,277,648	3.8	6,775,064	4.0	▲497,416	92.7
(2) 単独事業費	8,800,578	5.3	10,797,962	6.4	▲1,997,384	81.5
(3) 県営事業負担金	1,528,626	0.9	1,267,915	0.8	260,711	120.6
5 災害復旧事業費	44,020	0.0	23,500	0.0		187.3
投資的経費 小計	16,650,872	10.0	18,864,441	11.2	▲2,213,569	88.3
6 物件費	24,114,857	14.4	23,504,947	14.0	609,910	102.6
7 維持補修費	1,788,249	1.1	1,760,510	1.0	27,739	101.6
8 補助費等	17,258,327	10.3	17,115,600	10.2	142,727	100.8
(1) 負担金寄附金	7,297,070	4.4	7,437,539	4.4	▲140,469	98.1
(2) 補助交付金	9,055,783	5.4	8,758,740	5.2	297,043	103.4
(3) その他	905,474	0.5	919,321	0.6	▲13,847	98.5
9 積立金	389,103	0.2	232,207	0.1	156,896	167.6
10 投資及び出資金	2,123,464	1.3	2,038,835	1.2	84,629	104.2
11 貸付金	1,081,374	0.7	1,140,126	0.7	▲58,752	94.8
12 繰出金	17,790,627	10.6	17,280,083	10.3	510,544	103.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	167,251,395	100.0	167,898,256	100.0	▲646,861	99.6